

住宅用火災警報器の普及推進について

令和8年3月
消防庁予防課

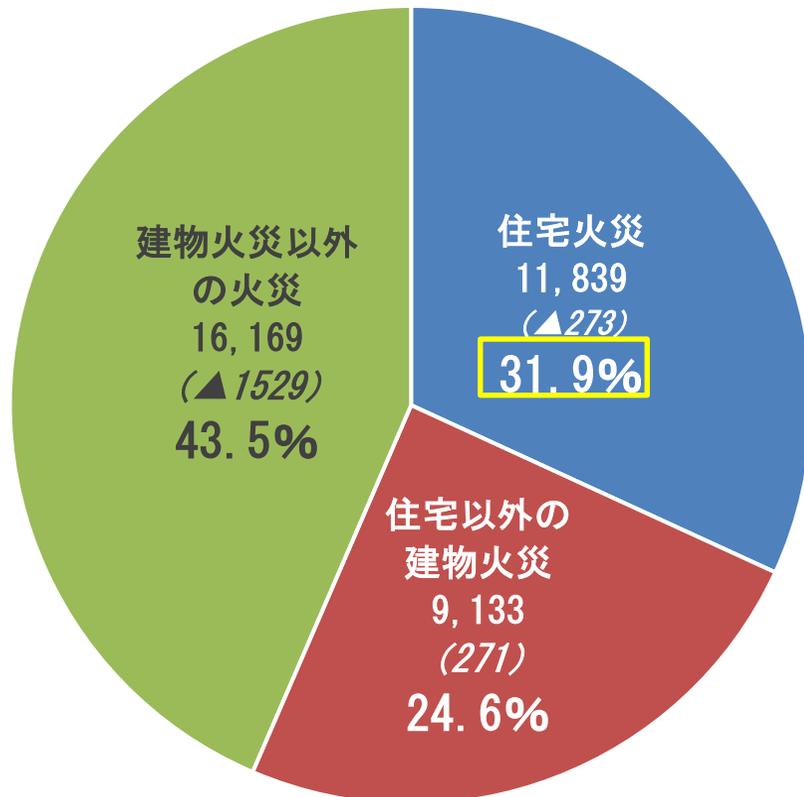
1. 住宅火災の現況について
2. 住宅用火災警報器の設置率等
3. 住宅用火災警報器の交換促進に向けた取組
4. 大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性
5. 令和8年度の取組方針(案)

住宅火災による死者の発生状況（令和6年中）

- すべての火災件数のうち、住宅火災の件数は約3割
- すべての火災による死者のうち、住宅火災による死者は約7割

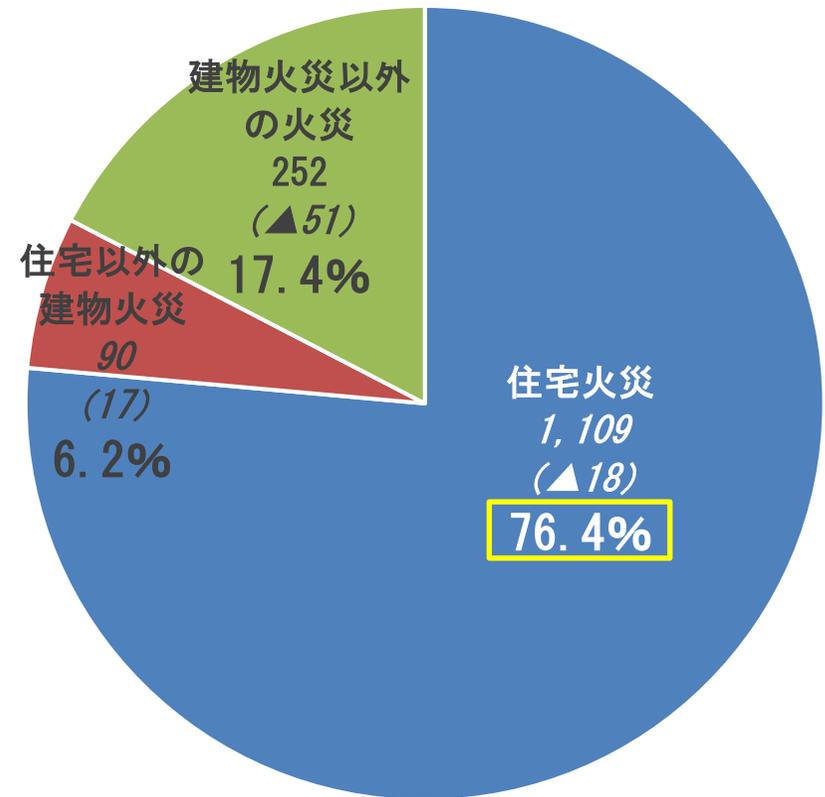
※令和6年(1~12月)における火災の状況から作成
(対前年比)

火災件数 37,141件
(建物火災 20,972件)



※ 放火を含むすべての火災

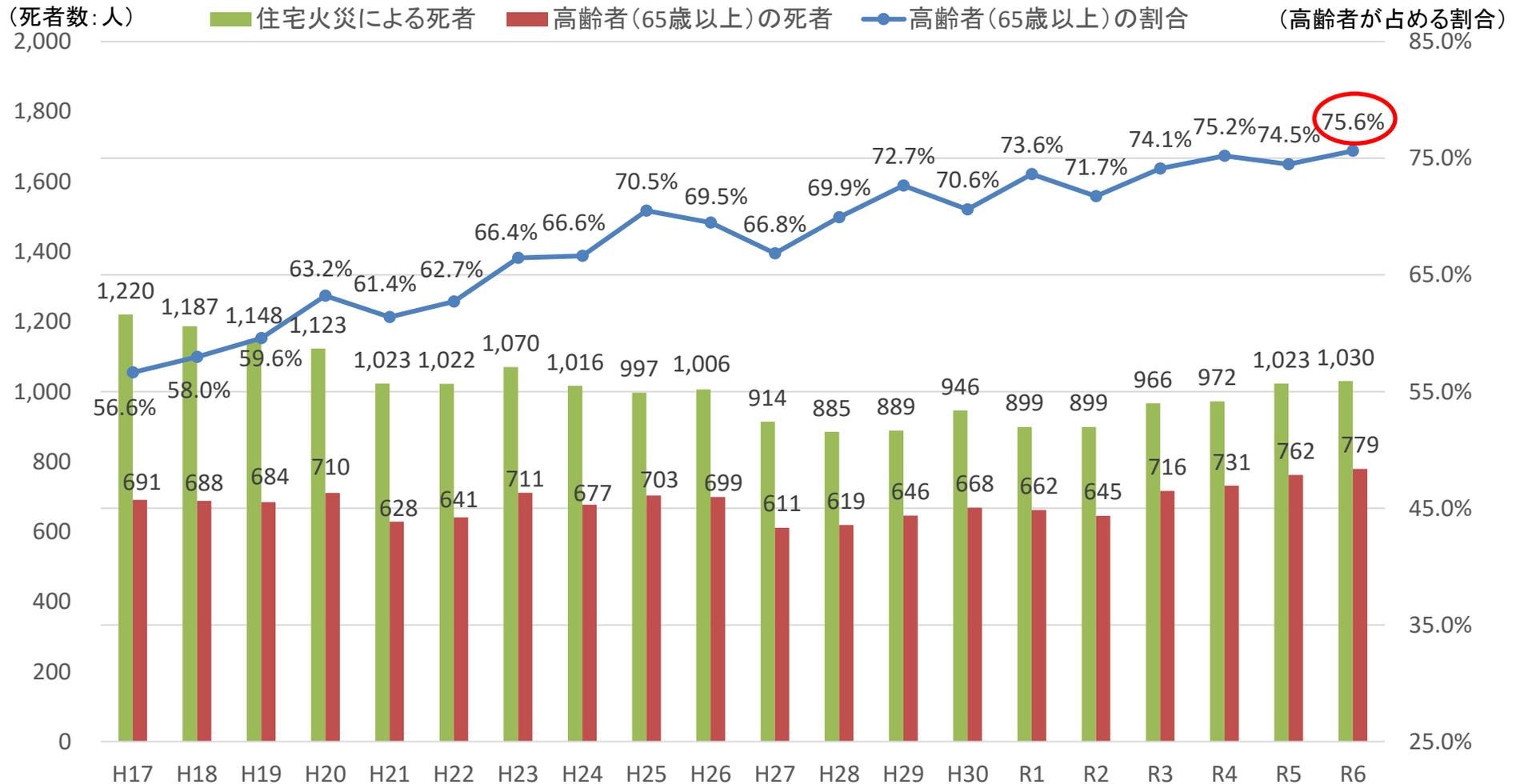
死者数 1,451人
(建物火災死者数 1,199人)



※ 放火自殺者等を含むすべての死者

住宅火災による死者数の推移

(放火自殺者等を除く)

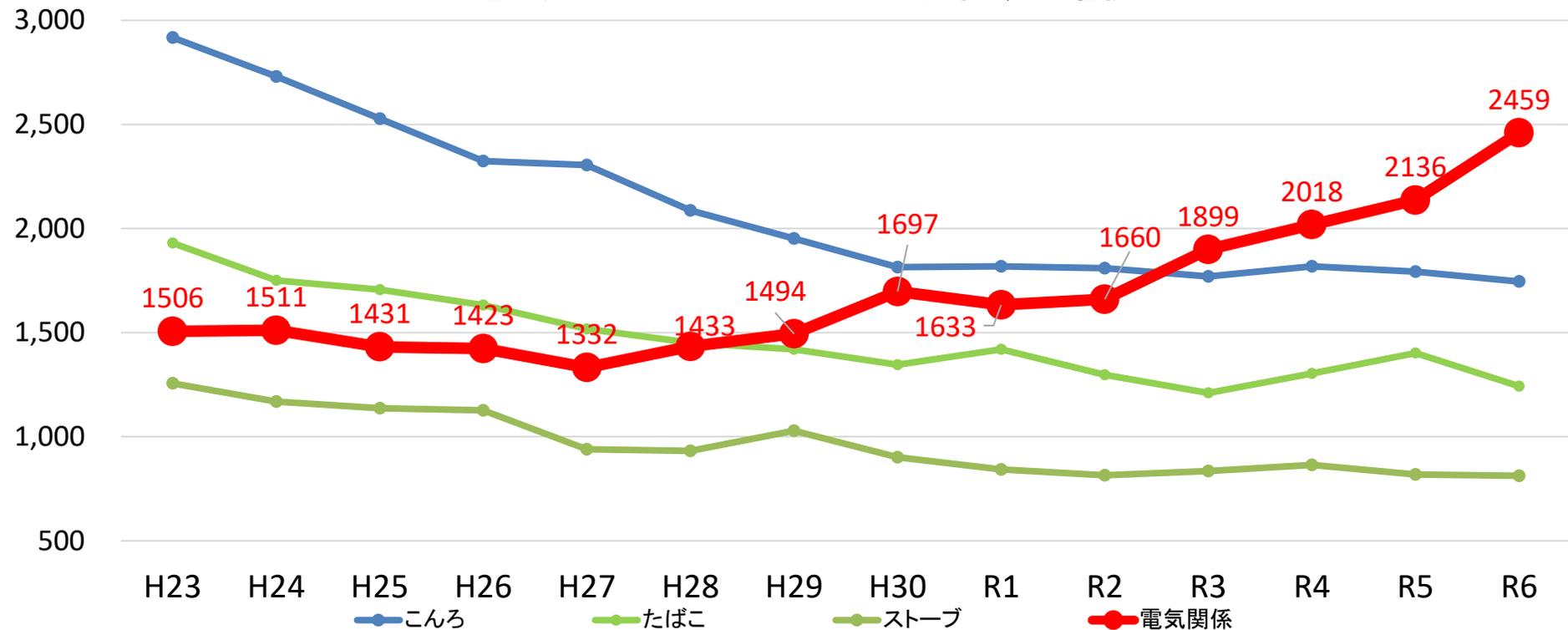


死者の7割以上が65歳以上の高齢者 ⇒高齢化の進展を反映して増加傾向

住宅火災における出火原因別件数の推移（令和6年中）

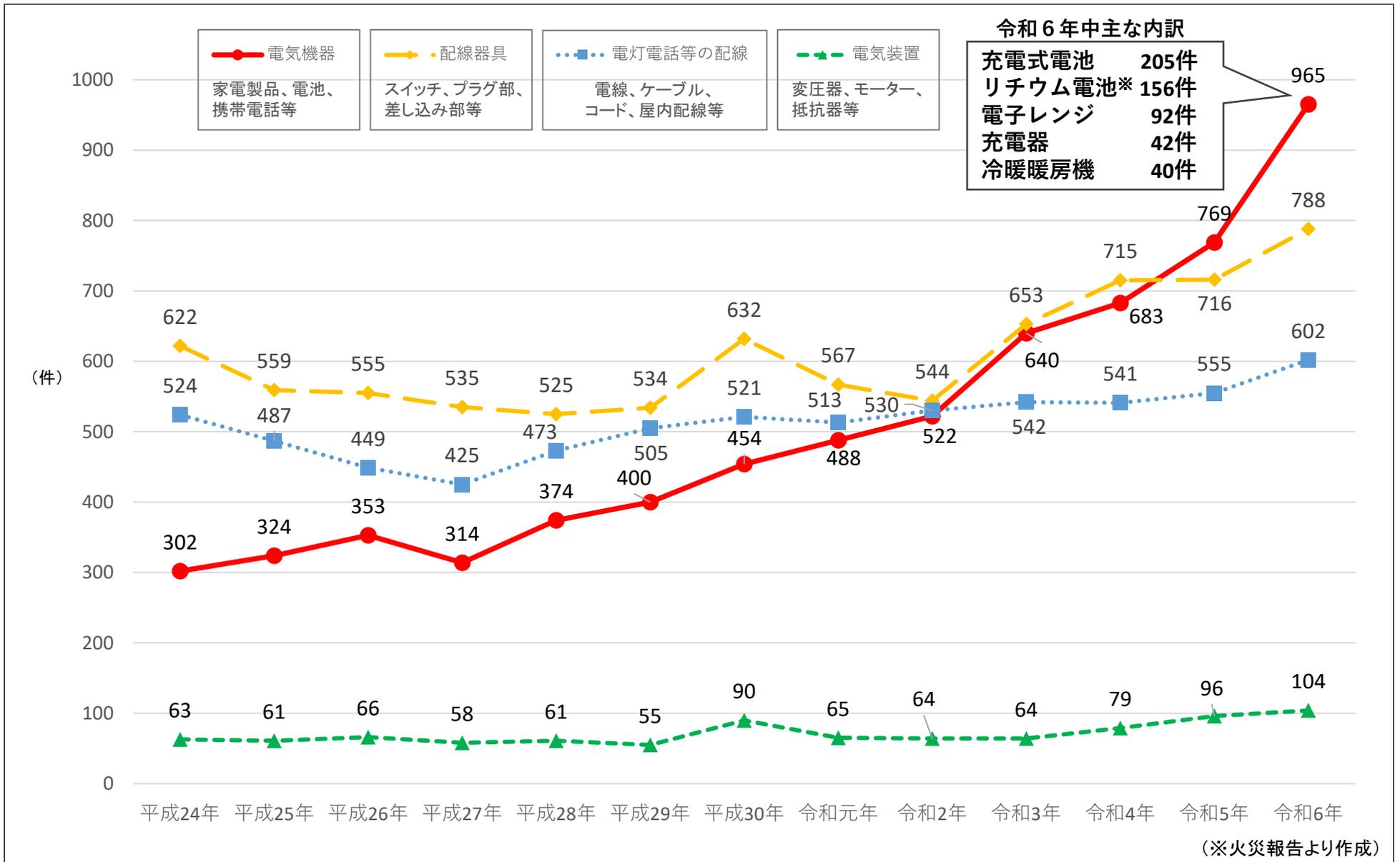
(住宅火災件数：件)

住宅火災における主な出火原因別件数の推移



➤ こんろ、たばこ、ストーブを原因とする住宅火災件数は減少傾向にあるものの、電気器具類を原因とする住宅火災件数は増加傾向であり、令和3年以降、住宅火災原因の1位となっている（令和6年 2,459件）。

電気器具類を発火源とする住宅火災件数

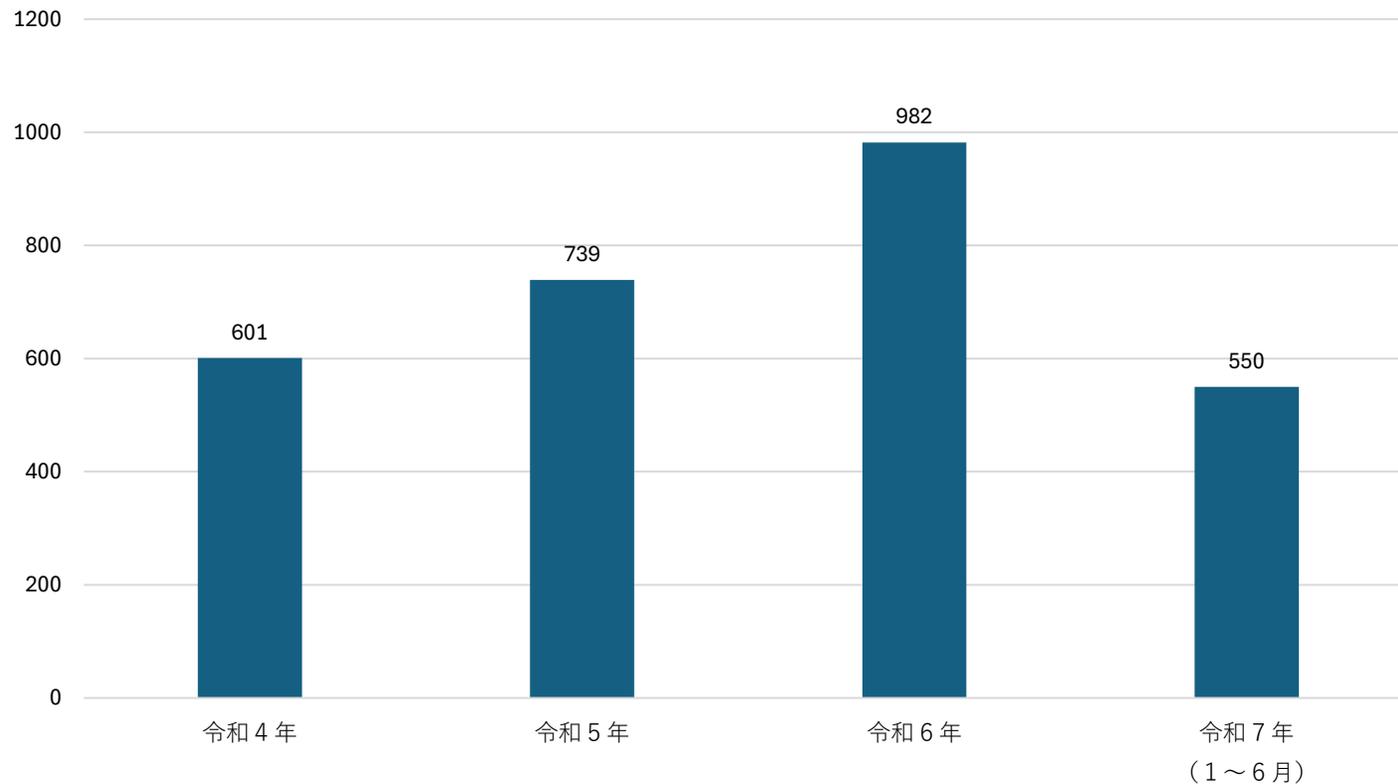


※「リチウム電池」はいわゆるコイン・ボタン型の一次電池の分類だが、「充電式電池」に分類すべき二次電池である「リチウムイオン蓄電池」が含まれている可能性がある。

リチウムイオン電池等から出火した火災件数※の推移

※出火場所が住宅以外の火災も含む件数（廃棄されたリチウムイオン電池等を回収中の塵芥車及びごみ処理関連施設から出火した火災件数を除く）

リチウムイオン電池等から出火した火災（年別）



リチウムイオン電池等から出火した火災件数は増加している。

1. 住宅火災の現況について
- 2. 住宅用火災警報器の設置率等**
3. 住宅用火災警報器の交換促進に向けた取組
4. 大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性
5. 令和8年度の取組方針(案)

平成16年の消防法改正により、全ての住宅に住警器の設置義務付け

- 新築住宅は、平成18年6月1日より適用（建築確認手続きにおいてチェックする体制）
- 既存住宅は、各市町村条例で定める日（平成23年6月までに施行）

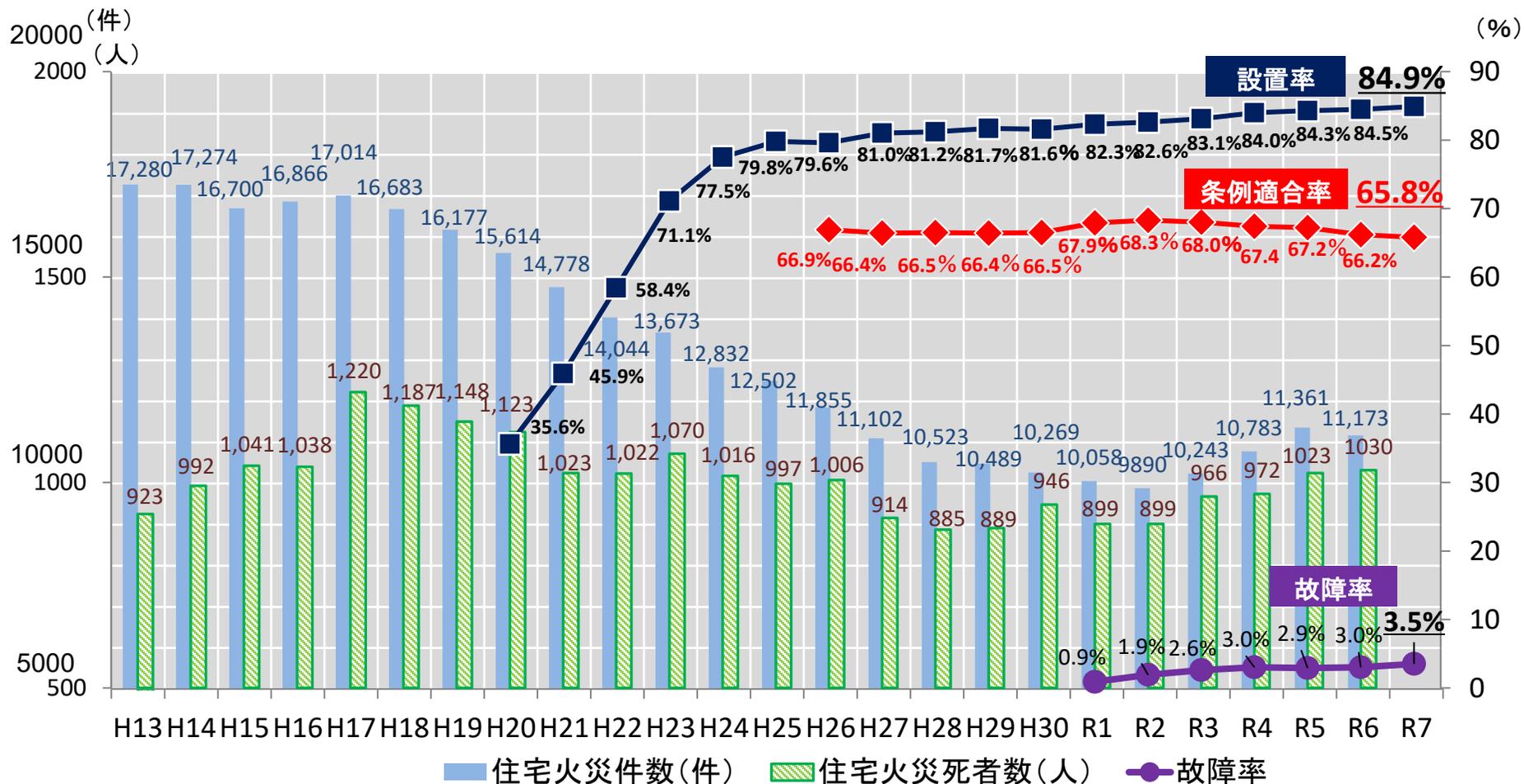
令和3年6月に設置義務化から10年が経過し、今後、多くの住警器が10年を迎え、電池切れや故障により、火災時に適切に作動しなくなることが懸念されている。

最新の設置状況（令和7年6月1日時点）



住警器の未設置世帯に対する設置の推進とともに、火災時に住警器が適正に作動するよう、**定期的な点検**や、住警器の**交換**など維持管理の促進についてもより強力に働きかけを行っていく必要がある。

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況



※住宅火災件数は、出火原因のうち「放火」を除く。

※住宅火災死者数は、放火自殺者等を除く。

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯の占める割合である。

※「故障率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)のうち、調査時及び半年以内に作動確認を実施した際に電池切れや故障のあった世帯の占める割合である。

※令和7年の住宅火災件数及び住宅火災死者数は未集計。

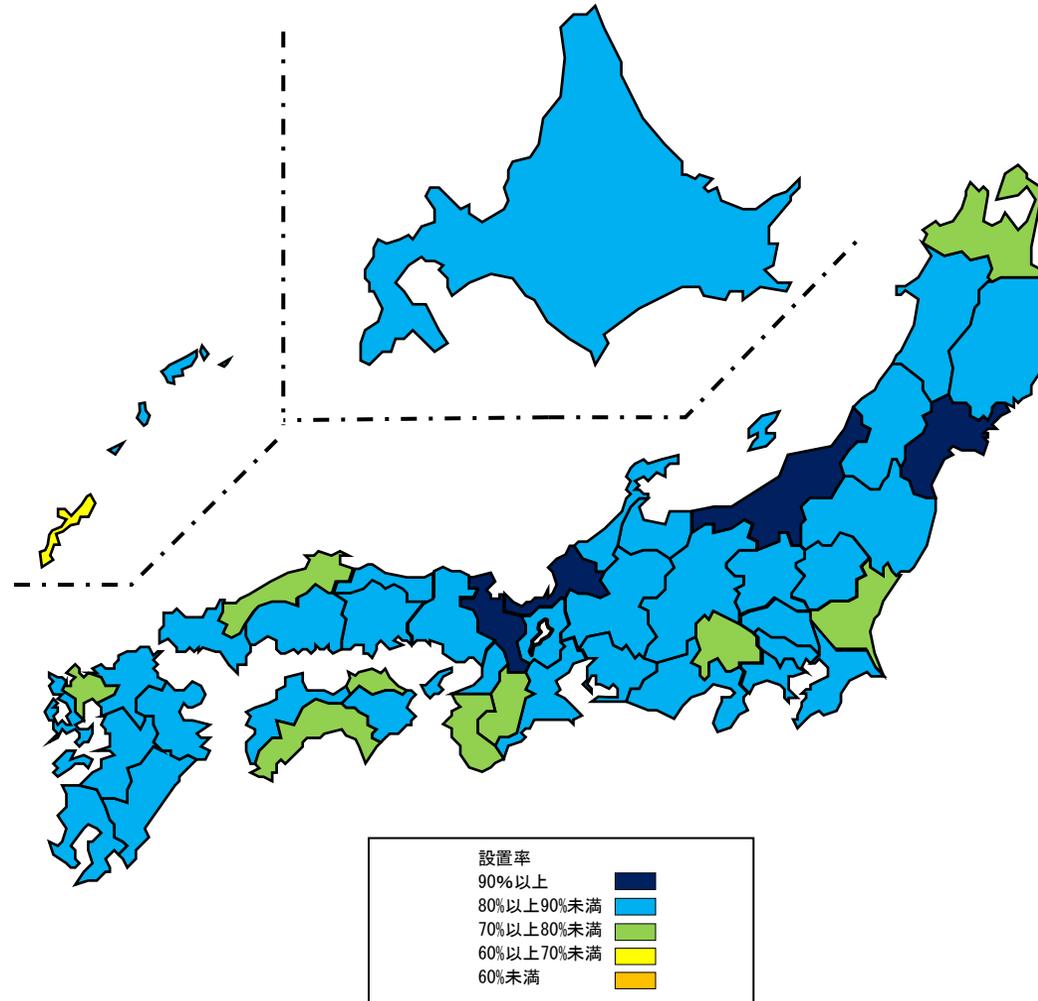
都道府県別 住宅用火災警報器 設置率（令和7年6月1日時点）

（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。）

都道府県	設置率
全国	84.9%
北海道	84.7% (16)
青森	75.2% (45)
岩手	86.2% (12)
宮城	93.3% (2)
秋田	84.5% (18)
山形	82.7% (27)
福島	82.1% (30)
茨城	79.0% (38)
栃木	84.0% (22)
群馬	80.8% (36)
埼玉	83.8% (23)
千葉	80.6% (37)
東京	87.5% (10)
神奈川	89.8% (5)
新潟	90.4% (4)
富山	82.8% (26)
石川	88.2% (9)
福井	94.0% (1)
山梨	78.4% (39)
長野	81.6% (32)
岐阜	82.0% (31)
静岡	86.7% (11)
愛知	84.7% (16)

※各消防本部ごとの設置率は下記URLを参照

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/info/pdf/install_rate/r7-6_houdou.pdf



都道府県	設置率
三重	83.3% (24)
滋賀	85.3% (14)
京都	91.9% (3)
大阪	85.7% (13)
兵庫	89.4% (6)
奈良	77.2% (43)
和歌山	77.7% (41)
鳥取	82.5% (29)
島根	78.4% (39)
岡山	81.2% (33)
広島	88.8% (7)
山口	83.3% (24)
徳島	81.0% (25)
香川	77.4% (41)
愛媛	81.2% (33)
高知	74.3% (46)
福岡	84.4% (19)
佐賀	76.6% (44)
長崎	82.6% (28)
熊本	84.1% (21)
大分	84.9% (15)
宮崎	84.3% (20)
鹿児島	88.6% (8)
沖縄	65.4% (47)

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合である。

※（ ）内は、設置率が高い都道府県から順に番号を付している。

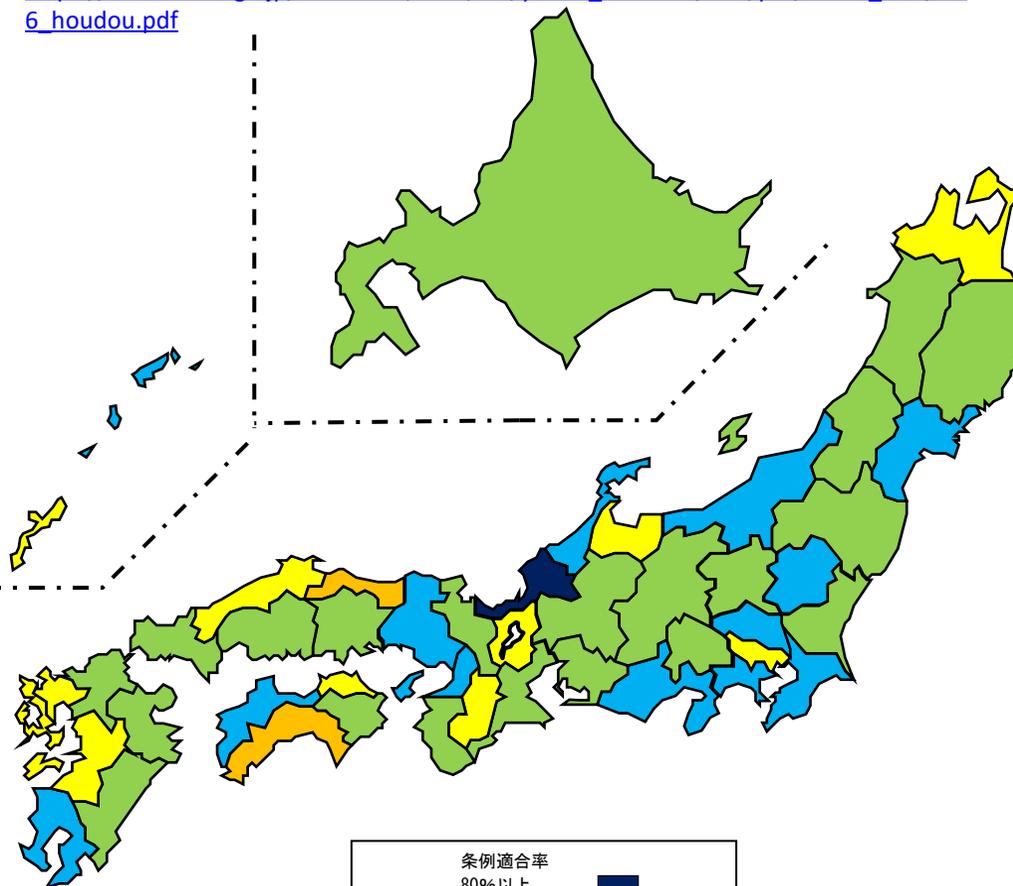
都道府県別 住宅用火災警報器 条例適合率（令和7年6月1日時点）

（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。）

都道府県	条例適合率
全国	65.8%
北海道	68.5% (16)
青森	54.4% (44)
岩手	66.5% (26)
宮城	72.2% (6)
秋田	67.2% (19)
山形	67.9% (18)
福島	62.0% (31)
茨城	60.2% (34)
栃木	71.9% (7)
群馬	66.8% (22)
埼玉	70.9% (9)
千葉	61.8% (32)
東京	55.5% (42)
神奈川	73.5% (3)
新潟	73.0% (4)
富山	59.8% (36)
石川	72.6% (5)
福井	83.8% (1)
山梨	64.5% (28)
長野	61.4% (33)
岐阜	63.1% (29)
静岡	71.0% (8)
愛知	66.3% (27)

※各消防本部ごとの適合率は下記URLを参照

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/info/pdf/install_rate/r7-6_houdou.pdf



都道府県	条例適合率
三重	66.8% (22)
滋賀	59.9% (35)
京都	67.1% (21)
大阪	70.5% (12)
兵庫	70.9% (9)
奈良	58.2% (37)
和歌山	62.1% (30)
鳥取	46.4% (46)
島根	53.8% (45)
岡山	69.8% (14)
広島	68.3% (17)
山口	69.7% (15)
徳島	66.6% (25)
香川	55.6% (41)
愛媛	70.6% (11)
高知	41.0% (47)
福岡	70.5% (12)
佐賀	57.8% (38)
長崎	57.5% (39)
熊本	56.8% (40)
大分	66.7% (24)
宮崎	67.2% (19)
鹿児島	77.9% (2)
沖縄	54.6% (43)

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世界に占める割合である。

※（ ）内は、条例適合率が高い都道府県から順に番号を付している。

住宅用火災警報器の設置・維持管理（点検）の必要性について

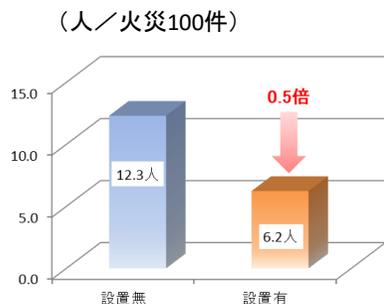
住宅用火災警報器について



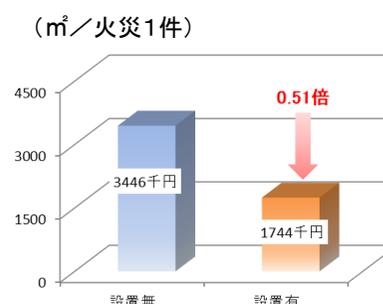
《設置義務化》

新築住宅 平成18年6月から
既存住宅 平成23年6月までの間で
市町村条例で定める日から

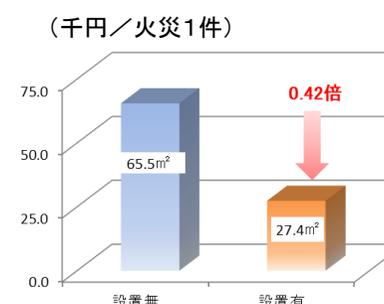
《効果》 住宅用火災警報器を設置することにより、死者数及び損害額は概ね半減。焼損床面積は約6割減。



＜住宅火災100件当たりの死者数＞



＜損害額＞



＜焼損床面積＞

(令和2年から令和5年までの4年間を集計)

維持管理について

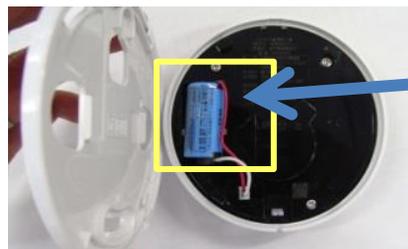
今年度、実施した住宅用火災警報器の維持管理に関する任意調査では、最近作動確認を行った世帯の約3.5%で住宅用火災警報器の電池切れや故障が確認された。

各家庭で定期的に点検を行い、電池切れや故障の場合は機器本体や電池の交換が必要。

令和3年6月に、既存住宅への設置義務化期限から10年が経過。住宅用火災警報器の点検・交換等の適切な維持管理に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

住宅用火災警報器は、火災を感知するため常に作動している。

設置から一定期間(概ね10年)以上経過したものについては、電池切れや本体内部の電子部品の劣化が考えられることから本体を交換することが望ましい。



電池



点検ボタン

(参考) 住宅用火災警報器の奏功事例

- 住宅内において、居住者が隣室の寝室に設置している住宅用火災警報器の鳴動に気付き、寝室に向かうとコンセント付近に火煙を認め、119番通報を実施したものの。
- 家人(一人暮らし高齢者)が台所でお湯を沸かすためIHクッキングヒータのスイッチを入れたところ、誤ってラジエントヒータのスイッチを入れたことによりラジエントヒータ上に置いていたプラスチック製品が過熱され出火した。家人は台所から隣室に移動していたが、住宅用火災警報器の鳴動音に気付き、初期消火したことで、最小限の焼損に留まったもの。
- アパート台所で鍋を火に掛けたことを忘れたことにより、住宅用火災警報器が作動した。隣人が警報器の警報音及び焦げ臭いにおいに気づき、インターホンを鳴らすも応答が無いため119番通報したものの。
- 2階建て共同住宅の1階居住者が、電子レンジで調理中、加熱しすぎたため食品が炭化し出火に至り、台所の住宅用火災警報器が鳴動、2階居住者が異臭及び鳴動音に気付き119番通報したものの。
- 台所のガスコンロ(グリル)を使用し、食材を取り出した後、グリルのスイッチを切り忘れたままその場を離れたところ、台所に設置していた住宅用火災警報器が鳴動した。近隣住民により初期消火が実施され、ガスコンロ本体のみが焼損したものの。
- 家人が外出中、住宅用火災警報器の鳴動音を聞いた付近住民が通報し、現場到着した消防隊が消火活動を実施した。居室内の敷布団1枚及び畳2枚を焼損したものの。

付加的機能を有する住宅用火災警報器等

CO警報機能等付加型住警器

- 住宅用防災警報器の技術上の規格を定める省令の特例を取得した製品。
- 室内環境の温度・湿度を検知し、熱中症の危険や空気の乾燥状態について知らせる機能を付加。
- 一酸化炭素を検知した際、一酸化炭素を検知した旨の警報を出し、煙感知器の感度を上昇させる。

CO 反応式*

COセンサがCOを検知すると煙センサの感度を高め、火災をより早くお知らせします

■通常時は、煙濃度5~15%/mの範囲内で、CO100ppm以上を検知すると、煙濃度2.5~7.5%/mの範囲内でお知らせします。
※住宅用防災警報器の技術上の規格を定める省令において特例として認められた基準。当商品が業界初の取得。

煙センサ感度 約2倍!!!

煙センサ感知範囲 (%/m)

通常時 10%/m

COを100ppm以上検知した場合 5%/m

(新コスモス電機株)

屋外警報器

- 連動型住宅用火災警報器が火災時に発する無線信号を受信し、屋外で火災警報を発する装置。
- インターホンを利用する住宅もあることから、屋外警報装置の機能を有するインターホンも考えられる。

● 警報音 + 音声メッセージ + LEDライト点滅

ピロピロピロピロピロピロピロ
火災警報器が作動しました。確認してください。

ピロピロピロピロピロピロピロ
火災警報器が作動しました。確認してください。

ピューピュー 火事です 火事です

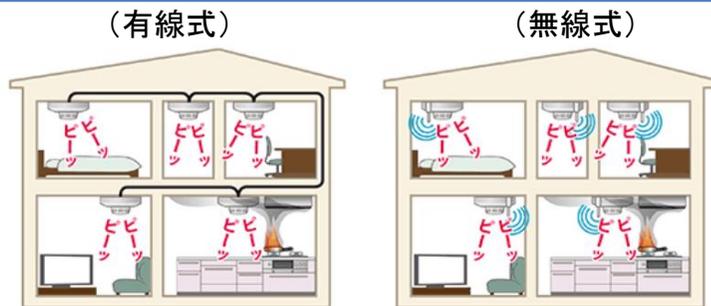
住宅用火災警報器

移報接点アダプタ SH3290K

LED点滅

連動型住警器

- 火災を感知すると、他の居室に設置された警報器も連動して警報を発する。
- 「単独型」よりも火災の早期発見・早期対応に効果的で、安全性を向上。



IoT通知機能付加型住警器

- 連動型住警器の信号を受信し、あらかじめ登録しておいたスマートフォン等に通知。
- 居住者の不在時でも火災を覚知できるほか、火災が発生した場合に遠方の家族や近接住民等に通知することにより、第三者からの火災通報が期待できる。

火災の発生場所を
スマホに通知!!

一般住宅に

マンション・社宅
テナントビルに

※火災が発生した場合に、発生場所の緯度・経度番号まで通知します。

無線通信機能
火守くん
HONOHON-KUN

(株)創電

火災警報器が作動しました
“太郎の部屋”

AISEG2で登録した名称が表示されます。

ピューピュー
子供部屋1で火事です

AiSEG2

スマートフォン

13:00
10月11日 火曜

(パナソニック株)

1. 住宅火災の現況について
2. 住宅用火災警報器の設置率等
- 3. 住宅用火災警報器の交換促進に向けた取組**
4. 大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性
5. 令和8年度 of 取組方針(案)

住宅用火災警報器の広報用映像の制作・活用（消防庁）

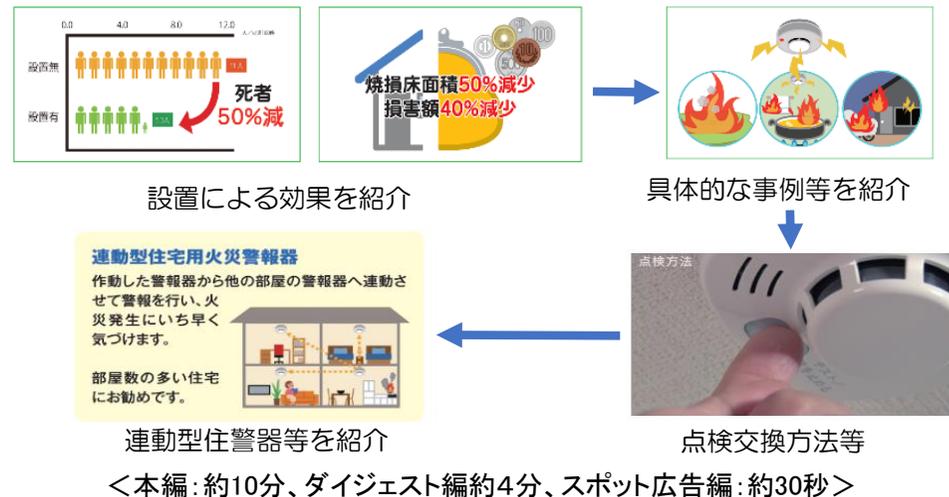
映像の概要

【背景】

住宅用火災警報器の設置は、令和3年6月に既存住宅を含めた義務化から10年が経過し、寿命を迎え交換が必要な機器は増加すると考えられる。

【内容】

- 住宅用火災警報器の効果や**点検・交換の必要性**及び**その方法**を紹介。
- 交換に際して、**連動型住宅用火災警報器**などの各家庭の状況に適した機能を備えた住宅用火災警報器への交換を促進。



映像を活用した広報

【消防庁の対応】

- 令和3年3月に都道府県及び消防本部に配布するとともに、全国火災予防運動等で活用するよう通知。
- 日本ケーブルテレビ連盟及び同会員事業者に放映協力を依頼。
- 消防庁ホームページにて公開
消防庁ホームページ：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-4.html>
- 火災予防運動などの機会を捉え、Youtube広告配信を実施。

【消防本部等の活用例】

- 防火講話での活用
- ケーブルテレビをはじめとするテレビでの活用
- 消防署の壁面への投影
- 公共施設等に設置されたモニターでの活用
- ホームページ上での活用（ストリーミング配信等） など

消防本部等の活用例（過去の映像等）



防火講話（宮崎）



ケーブルテレビ（大阪）



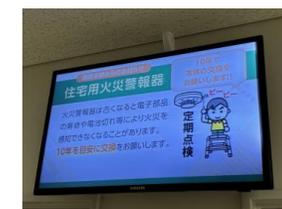
街頭のモニター（北海道）



消防署への投影（山形）



駅の通路（神奈川）



病院のモニター（和歌山）

タイアップによる広報活動（消防庁ほか）

消防庁や全国の各消防本部において、著名人やアニメのキャラクターなどとタイアップし、住宅用火災警報器の点検・交換を促進するポスターを作成する事などで、訴求力をもった広報を実施。

アニメとのタイアップ(令和7年7月)

7.19 SAT START

毎週土曜日23時

怪獣8号
KAIJU No. EIGHT

火災から命を守れー住宅用火災警報器の設置をー

設置した後も、10年に一度の交換で火災を見逃さない！
いのちを守る10のポイント 消防庁 住宅防火 検察 警視庁

【総務省消防庁】

プロサッカーチーム等とタイアップ

NAGANO CITY FIRE DEPARTMENT

AC NAGANO PARCEIRO

NAGANO TOSHI GAS

共に守ろう！街の未来のために！
安心見守り隊

住宅用火災警報器と
ガス通れ警報器は
24時間365日皆さまの
安心を見守ります。

ー長野市と長野都市ガスは連携協定を結び、火災予防啓発に取り組んでいます。ー

長野市消防局 × AC NAGANO PARCEIRO × 長野都市ガス

長野市消防局 TEL.026-227-8001 長野都市ガス TEL.026-226-8161

【長野市消防局】

企業と連携した住宅用火災警報器の普及促進事例（四国ガス・関係消防本部）

四国ガス株式会社は供給エリアである5市9町を管轄する消防本部等と「住宅用火災警報器の普及・維持管理対策に関する協定」を締結し、四国ガスが訪問して行うガス機器の点検時や、新規契約時に行うガス開栓時の機会等に、リーフレットを配付し普及啓発を図っている。

リーフレットには、住警器の設置及び適切な維持管理（定期的な点検、設置後10年での本体交換等）の他、出火防止や初期消火等、住宅防火対策などが記載されている。



【今治市消防本部との締結】

そろそろ交換せんて？かまんの？

交換の目安は、**10年**です！

交換の目安は10年です。古くなると、内蔵電子部品に不具合が発生してしまい、電池を交換しても感知しなくなる恐れがあります。また、ホコリが入ると誤作動で警報を発してしまふこともあるため、定期的な点検をおすすめします。

日頃の点検も大事です！

点検方法

↑ 押す または ↓ びく

反応しない場合はすぐに交換しましょう！

四国ガス × 今治市消防本部

【今治市消防本部と共同で作成したリーフレット】

住宅用火災警報器はあなたの命を守ります！

CHECK 1 住宅用火災警報器って何？

火災により発生する煙や熱を感知し、音声や警報音を発して火災の発生を知らせてくれる、「火災の見張り番」です。

CHECK 2 どうして必要なの？

知っていましたが？なんと火災で死亡した方の約7割が住宅で亡くなっているんです。火災は早期発見することで、遠やかな避難と初期消火、通報等の行動が早まります。また、住宅用火災警報器を設置することで、大切な家財や近隣への延焼被害も軽減できます。あなた自身はもちろん、大切な人の命を守るためにも必要です。

CHECK 3 どこに設置したらいいの？

2006年から市町村の火災予防条例により、住宅の寝室・階段上部への設置が義務付けられています。また、火災が多い玄関や台所への設置も有効です。

早期発見

火事です 火事です

初期消火

万が一の火災に備えて、住宅用火災警報器の設置を！

万一の際には、いち早く消火を行うことが大切です。ストーブや天ぷら油による火災など、家庭で起こりうる様々な火災に対応できる住宅用火災警報器の設置で暮らしにより安心を！

お部屋に家族みんなの命を守るために、是非とも「早期発見」タイプを！

詳しくは四国ガスへ！

四国ガス 0570-011-459 WEBでのお問い合わせ

四国ガス 四国ガス 四国ガス 四国ガス

自治体や消防本部による住宅用火災警報器設置購入等の補助事業

自治体や消防本部による住宅用火災警報器の購入補助等が行われている。

- ・足立区では区に住民登録のある世帯に上限金を設け住宅用火災警報器の購入設置の助成を行っている。
- ・小松市消防本部では、連動型住宅用火災警報器の設置費用について補助を行っている。

大好評
実施中

**火災への備え
今がチャンス!**

足立区

足立区が 消 火 器 の
住宅用火災警報器 の

購入を補助します。

最大
1万円

足立区では年間200件程の火災が発生しており、焼損床面積は23区ワーストとなっています。火災から大切な命と住まいを守るために、今一度おうちを点検しましょう。

以下の費用を含む
 ・購入に伴う取付け費用
 ・他世帯への部分費用
 ・ついで買い費用

最大
2万円

（備がい帯・65歳以上の方がいる世帯は最大3万円）

対 象

購入方法

専門協力店舗にて購入
※身分証明書の提示が必要

*利用は1世帯1回までで、複数世帯はなし。*消費税は、補助対象外。 店舗一覧はこちら

お問い合わせコールあだち

TEL: 03-3880-0039 FAX: 03-3880-0041

毎日 午前9時～午後8時 ※1月1日～3日を除く

かぞくを守る

小松市消防本部

連動型住宅用火災警報器
設置の「補助金」が出ます。

*単独型は補助金の対象外となります

対象世帯
 ● 次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ① 65才以上の高齢者
- ② 身体障がい者手帳等の交付を受けている方
- ③ 未就学児（小学生に満たない子供がいる）

**早期発見・早期避難
の切り札「連動型」**

設置場所
 ● 寝室及び階段室

手 続 き
 ● 所定の用紙に必要事項を記入し、消防本部 予防課へ提出して下さい。

補 助 額
 ● 設置費用の2分の1
 1 個当りの上限 3,000円（最大4個まで）
 ※（例）警報器3個を3万円で購入した場合は、補助金が9,000円となります。

問 い 合 わ せ
 ● 小松市消防本部 予防課
 〒923-0801 小松市園町ホ110番地1
 TEL 0761-20-2706（直通） FAX 0761-23-0119
 Mail yobou-fd@city.komatsu.lg.jp

住宅用火災警報器
 設置率 **100%** へ

▶

もっと
 あんしん **連動型**

【足立区の補助事業】

【小松市消防本部の補助事業】

19

消防本部等による住宅用火災警報器の取付支援事業

高齢者のみの世帯数の増加等により、住宅用火災警報器の取付が難しい世帯が増加しているため、消防本部等では、高齢者世帯に消防職員が訪問し取付を行う支援を実施している。



【双葉地方広域市町村圏組合消防本部】



【赤磐市消防本部】

予防業務優良事例表彰（消防庁） 令和7年度優秀賞 —住警器設置率ワースト1からの挑戦（青森県・つがる市消防本部）—



住警器設置率ワースト1からの挑戦

● 予防業務優良事例表彰とは

消防庁長官が、各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて、当該取組を実施する消防本部を表彰するもの。

取組の概要

青森県・つがる市消防本部では、住宅用火災警報器の設置率が令和3年から3年連続(53%~60%)で県内最下位という深刻な状況が続いており、令和5年には火災による死傷者数が7人(うち死者3名)と、過去10年間で最多を記録。このような事態を受け、住宅防火対策の強化が急務となっていた。

消防本部では、住警器設置率ワースト1を強調したインパクトのあるチラシの作成や、市広報誌、ホームページ、SNSを活用した広報・啓発活動を展開すると同時に、自治会との連携・講習会の開催、高齢者世帯への支援活動、地元の菓子店と共同でオリジナルケーキの開発、幼少年女性防火委員会の活動強化などの取組を実施した。

これらの取組により令和6年には火災による死者数がゼロとなり、令和6年の住警器設置率は68%に向上する成果をあげた。



図1 啓発チラシ



図2 とりカエル通信



図4 講習会の様子



図5 ジューケーキ

1. 住宅火災の現況について
2. 住宅用火災警報器の設置率等
3. 住宅用火災警報器の交換促進に向けた取組
- 4. 大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性**
5. 令和8年度 of 取組方針(案)

大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

検討会の開催目的

令和7年大分県佐賀関において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方に関する検討会を開催。
※総務省消防庁及び国土交通省住宅局による共同事務局。

検討会の委員等

【座長】

関澤 愛 NPO 法人日本防火技術者協会理事長(元東京理科大学教授)

【事務局】

総務省消防庁
国土交通省住宅局

【委員】

市村 裕二 全国消防長会予防委員会委員長(千葉市消防局長)
大宮 喜文 東京理科大学創域理工学部建築学科教授
木作 尚子 名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
岸本 孝司 全国消防長会警防防災委員会委員長(北九州市消防局長)
小林 祐司 大分大学理工学部教授
菅原 薫 日本テレビ放送網株式会社報道局政治部次長(兼)解説委員
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
中西 美和 慶應義塾大学理工学部管理工学科教授
樋本 圭佑 東京科学大学総合研究院多元レジリエンス研究センター教授
廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
細川 直史 東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授

【オブザーバー】

内閣府(防災担当)
水産庁
国土交通省都市局
気象庁
国土技術政策総合研究所
国立研究開発法人建築研究所
大分県

糸魚川大規模火災を踏まえた取組と課題

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書(平成29年5月)において、住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の効果や課題を検証することされたことを契機として、以下の検討を行った。

連動型住警器を活用した小規模飲食店等を含む隣接建物間での火災早期覚知の方法に関する検証報告書(平成30年 消防庁委託調査)

- 戸外警報、世帯連動、ブロック連動について、検証事業の実施結果を取りまとめた。
- 実際に検証事業を実施した消防本部の回答によると、もっとも効果的だと考えられるものは、住警器と連動した戸外警報器であると78%の消防本部が回答した。

屋外警報装置等の技術基準検討会報告書(平成31年 消防庁)

- 屋外警報装置等に求められる構造及び機能について整理し、技術基準ガイドラインを発出。
- ガイドラインの運用にあたっては、基準に適合する機器をどのように普及させるのかが課題とされた。

住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会報告書(令和4年 消防庁)

- 住宅用火災警報器と連動した自動火災通報システムの導入は、「逃げおくれ」の防止に一定の効果が期待できる。
- 消防本部等は今回の検討結果を参考とし、火災通報制度の導入に向けた検討を行うべきであり、消防庁においては、今後の技術開発等を推進し、より有効な火災通報制度の構築に向けた更なる検討を行っていくことが望ましいとされた。

- 
- 密集住宅市街地における火災の早期覚知の方策として、住警器と連動した戸外警報器や、住警器と連動して消防機関に直接通報する自動火災通報システムの導入が有効。
 - これらの機器の普及に当たっての課題として、流通している製品が少なく、十分な音量や防水性を有するもの、既存住宅における後付け設置が容易なもの(無線式)を選択できるようにすることが必要。

密集住宅市街地における防火安全対策の取組方針（案）

- 密集住宅市街地における火災危険性を踏まえ、**出火防止の観点から各戸の住宅防火対策を徹底**するとともに、**延焼拡大防止の観点から地域における面的な防火安全対策の充実・強化**を図ることが必要である。
- これに当たり、各地域において消防本部と関係部局が連携し、以下の取組を推進することが重要ではないか。

管理が不十分な空家等における火災予防に係る取組の推進

- 密集住宅市街地の管理が不十分な空家等については、火災予防条例(例)第24条を踏まえ、消防本部においてもその把握や火災予防上の適切な管理を推進することが必要であり、こうした取組の対象とすべきものの目安や、改善指導等の手順、関係部局と連携した空家等の情報共有や関係者への働きかけに係る体制整備等をわかりやすく示すことが必要ではないか。
- これに当たり、今回の調査結果を基に、消防庁において、関係省庁と連携の上、「**(仮称)密集市街地等における空家等に対する火災予防ガイドライン**」を策定し、消防本部に周知してはどうか。

火災の早期覚知・通報

- 密集住宅市街地において、火災を早期に覚知・通報するための方策として、**住警器と連動した戸外警報器や自動火災通報システム**の導入が有効と考えられるところであり、今回の調査結果を基に、消防庁において、**優良事例の水平展開**を行うこととしてはどうか。

1. 住宅火災の現況について
2. 住宅用火災警報器の設置率等
3. 住宅用火災警報器の交換促進に向けた取組
4. 大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性
5. 令和8年度取組方針(案)

○設置率の向上に効果的な取組の水平展開

⇒設置率の高い都道府県と他の都道府県の取組の違いについて分析を行い、設置率の向上に効率的な取組を水平展開する。

○関係団体と協力した広報活動の展開

⇒ガス事業者などの家庭を訪問する機会のある事業者等と協力した普及活動について、協力体制の構築を図る。

○大分市大規模火災を踏まえた取組の推進

⇒「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において今後とりまとめられる提言を踏まえ、密集住宅市街地の火災予防に資する具体的な対策の検討を行う。